

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都三鷹市新川六丁目20番2号

氏 名 学校法人杏林学園 理事長 松田 剛

明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0422-47-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	杏林大学医学部付属病院
事業場の所在地	東京都三鷹市新川六丁目20番2号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般病院
②事業の規模	1,055床
③従業員数	2,808人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】感染性廃棄物発生⇒各部署収集（委託）⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（焼却/委託）⇒最終処分（焼却/委託） 【廃油】廃油生⇒⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（焼却/委託）⇒ ⇒最終処分（建築材料再利用/委託） 【廃酸・廃アルカリ・汚泥】廃酸・廃アルカリ・汚泥発生⇒⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（中和/委託）⇒最終処分（再資源化/委託）

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) ・院内感染性廃棄物管理組織表 (別紙1のとおり) ・廃棄物に関する緊急連絡網 (別紙2のとおり) ・杏林大学医学部付属病院医療廃棄物管理規程 (別紙3のとおり)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	5.04 t	0.85 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物分別ルールの徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	4.93 t	0.83 t
	(今後実施する予定の取組) 医療に係る感染性廃棄物が多数を占めており、排出抑制が難しい状況ではあるが、再利用可能な廃棄物を適切に分別するために、引き続きマニュアルや分別表による周知を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別種類；医療系廃棄物分別表 (別紙4のとおり) 分別に関する取組；新入職員オリエンテーション時の分別方法の教育、ゴミ箱設置場所への分別表掲示、病院職員携帯マニュアルへの分別フロー掲載
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記①現状と同様の取り組みを継続して行う。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
排出量	875.83 t	0.01 t	0.01 t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
排出量	858.31 t	0.01 t	0.01 t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第3面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	5.04 t	0.85 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5.04 t	0.85 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 優良認定業者と契約し、適切な処理委託を行っている。			

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
全処理委託量	875.83 t	0.01 t	0.01 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	875.83 t	0.01 t	0.01 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

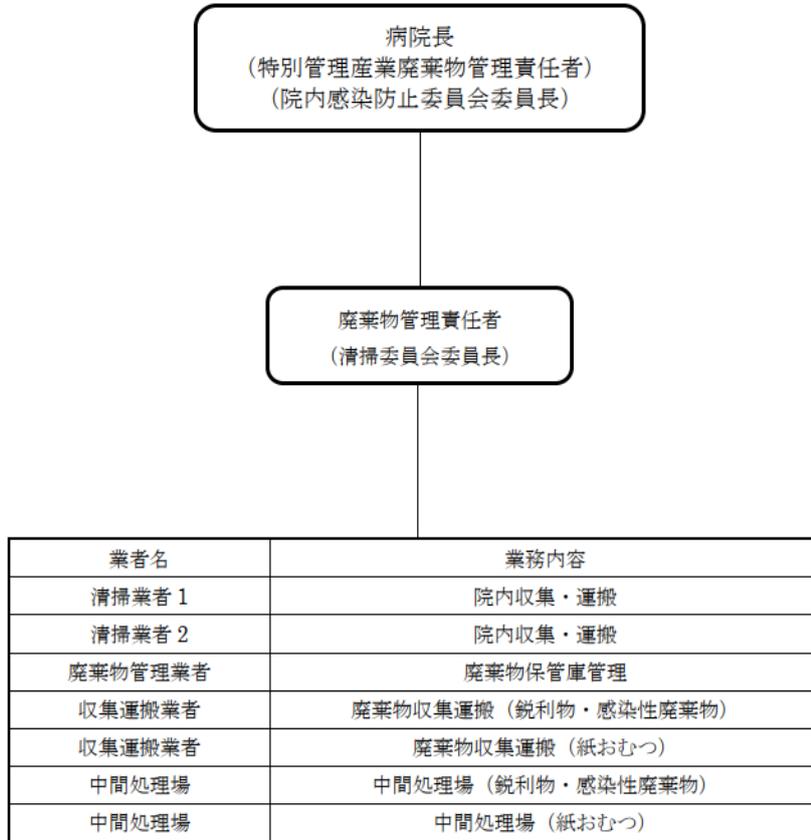
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	4.93 t	0.83 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.93 t	0.83 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き、優良認定業者と連携し、適切な処理委託を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	881.74 t	
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き電子 manifests を利用して、manifests の管理等を行う。 今後、新たに委託契約が必要な場合においても、電子 manifests に対応する委託業者を選定する。</p>			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	
全処理委託量	858.31 t	0.01 t	0.01 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	858.31 t	0.01 t	0.01 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

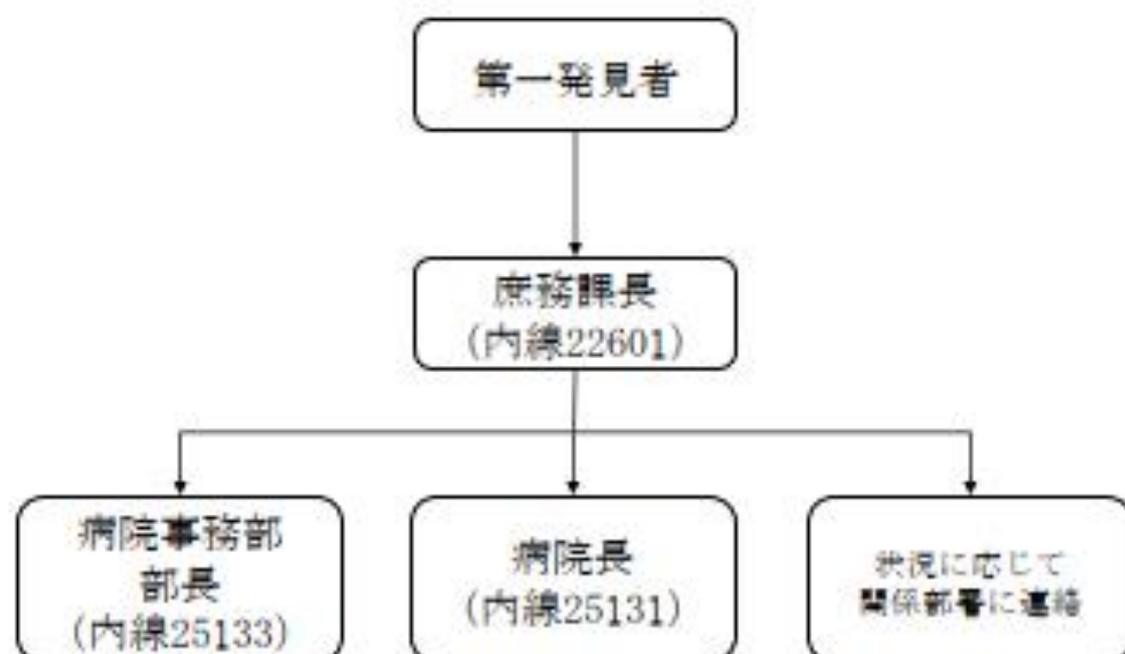
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物管理組織表



廃棄物における事故等発生時の緊急連絡網



○吉林大学医学部付属病院医療廃棄物管理規程

制定 平成 3年 2月 1日

改正 平成15年11月28日

令和 5年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は吉林大学医学部付属病院の医療廃棄物の管理に関する基準を定め、医療廃棄物を適性に処理し、もって微生物による感染事故を防止することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 医療廃棄物の管理に関する事項は、法令の定めのある場合のほか、この規程による。

(適用処理の原則)

第3条 医療廃棄物の適性処理は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づくものとする。

(用語の定義)

第4条 「医療廃棄物」とは、当院における医療行為等に伴って発生する廃棄物をいう。

(管理責任者の設置)

第5条 院内より排出される医療廃棄物を適性に処理する為、管理責任者を置き管理体制の充実に努める。

(医療廃棄物処理状況の把握)

第6条 管理責任者は医療廃棄物の処理に関する記録をし廃棄物の処理が適性に行われているかどうかを常に把握しなければならない。

第2章 処理計画

(処理計画)

第7条 医療廃棄物の処理計画に関する事項は、別に定める。

第8条 処理計画書は、院内の関係者が見やすい場所に置く。

第3章 医療廃棄物の管理

(分別)

第9条 感染性廃棄物と他の医療系廃棄物と分別し、特に感染性廃棄物については指定の容器を使用して分別する。

(感染性廃棄物の取扱い)

第10条 感染性の廃棄物の取扱いについては、次によるものとし、自ら汚染源とならないように努めなければならない。

- 1 血液、体液等の混入、混合、付着廃棄物は手指等で防護して取扱い指定の容器に投入する。
- 2 鋭利なもの、針などは手指等を刺傷しないように指定の容器に投入する。
- 3 液状、又は汚泥のものは性状により指定の容器に分別する。
- 4 当該廃棄物の取扱い後は手指等の消毒を励行する。
- 5 その他「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」ならびに法令に従うこと。

(微生物汚染物)

第11条 明らかに微生物に汚染したと思われる廃棄物は、院内で高圧蒸気滅菌等の処理を行う。また微生物検査に使用した検体、シャーレ等の使用器材は、耐熱滅菌袋に入れ、高圧蒸気滅菌を行い、終了後さらにもう一枚の滅菌袋に入れて密封し保管する。

(表示)

第12条 感染性廃棄物の梱包容器には、バイオハザードマークを貼付し、また内容物及び搬出部署名を明記しなければならない。

(搬送)

第13条 医療廃棄物の搬送は、搬送途中で内容物が飛散・流出する恐れのないように搬送する。

第4章 委託処理

(委託処理)

第14条 院内で処理可能な別に定める医療廃棄物は、委託処理する。

(業者)

第15条 業者は、医療廃棄物を取り扱える許可を持っている業者を選定する。

(マニフェストシステム)

第16条 マニフェスト(産業廃棄物管理票)で必要な事項を指示確認し、保管する。

- 2 保管期間は5年間とする。

(感染性廃棄物の保管)

第17条 感染性廃棄物は、他の医療廃棄物と区別して保管する。

(保管場所)

第18条 感染性廃棄物は、指定の保管施設で行い、必要な取扱いの注意表示を行うものとする。

附則

この規程は、平成 3年 2月 1日から施行とする。

附則

この規程は、平成15年12月 1日から施行とする。

附則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行とする。

医療系廃棄物分別表

別紙4

清掃委員会
令和5年 5月改定

非鋭利+非液状【ダンボール】



患者使用
アルコール綿



患者使用
ドレッシング剤



患者使用
吸引チューブ



防護具
手袋・マスク・
ガウン・エプロン



患者使用
歯ブラシ



心電図電極



経管栄養ボトル
・チューブ



酸素マスク・
チューブ



尿バッグ



点滴セット外装



薬剤外装



シリンジ外装



アルコール綿外装

その他
・排液バッグ・ドレーン
(中身が廃棄できた場合)



プラスチック
アンプル



点滴ボトル
(針・中身無し)



防護具外装箱



※鋭利物・液状物投入禁止

鋭利+液状【メディカルペール】



※血液等の液状物流出の恐れがある
廃棄物は、ビニール袋併用厳守

※一般可燃物・不燃物投入禁止



針



血液・体液
吸引シリンジ



点滴セット
(先端鋭利)



使用済液体
スビッツ



患者使用
ひげそり



輸血セット
(バッグ含む)



穿刺針



バイアル・
ガラスアンプル

その他
・透析回路
・抗がん剤点滴ボトル式
・排液バッグ・ドレーン
(中身が廃棄しきれない場合)

紙おむつ



・排出する時に部署名記入

【禁止事項】
鋭利物混入禁止

※排泄物取扱時の防護具廃棄可能